

弘前大学大学院医学研究科倫理委員会規程

平成16年 9月22日制定
令和 5年 5月 1日改正
令和 7年 7月 1日改正

(設置)

第1条 弘前大学大学院医学研究科（以下「医学研究科」という。）に倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、弘前大学における人を対象とした生命科学・医学系研究に関する規程の定めるところによる。

(任務)

第3条 委員会は、医学・医療の倫理的問題について協議するとともに、本学における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の適用を受ける研究（以下「研究」という。）について、倫理的観点及び科学的観点から審査する。

ただし、本学以外の研究機関等に所属する者から、当該研究機関等において実施する研究について審査依頼があった場合、委員長をもって委員会において審査するかの判断を行う。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学研究科医療倫理学講座教授
- (2) 医学研究科基礎系教授 3名
- (3) 医学研究科臨床系教授 3名
- (4) 附属病院医薬品等臨床研究審査委員会委員長
- (5) 基礎教職員会議から選出された者 1名
- (6) 臨床科医師代表者会から選出された者 1名
- (7) 附属病院看護部から選出された者 1名
- (8) 倫理学・法律学分野の有識者 若干名
- (9) 被験者の観点を含めて一般の立場から意見を述べることのできる者 若干名
- (10) 研究科長又は委員長が必要と認める者 若干名

(委員の委嘱、任期)

第5条 前条第2号及び第3号並びに第5号から第10号の委員は、医学研究科長が委嘱する。

- 2 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、前条第2号及び第3号の委員については、再任は2回までとする。
- 3 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、第4条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を主宰し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、次に掲げるいずれかに該当する審査については、委員長が指名する委員による審査（以下「迅速審査」という。）によることができる。迅速審査の結果は委員会の意見として取り扱うものとし、当該迅速審査終了後の直近の委員会において報告する。

- (1) 研究計画書の軽微な変更に関する審査
- (2) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
- (3) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査

- 3 委員は、随時、会議の開催を委員長に求めることができる。
- 4 審査の判定は、出席委員の全会一致によることを原則とする。
- 5 委員は、自己が関係する研究に係る審議及び意見の決定に加わることができない。ただし、当該研究に関する説明又は当該説明内容を把握するために必要な場合には、その会議に同席することができる。
- 6 委員会が必要と認めたときは、倫理審査申請者又は学識経験者等、委員以外の者を出席させ、倫理審査申請の内容又はその他の事項について、説明及び意見を聴くことができる。
- 7 第2項第1号に定める研究計画書の軽微な変更のうち、次の各号に掲げる内容については、委員会の報告事項として取り扱うことができる。
 - (1) 研究者の所属部局・職名が変更となる場合
 - (2) 研究者の氏名が変更となる場合

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、医学研究科事務部において処理する。

(その他の定め)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成16年9月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年1月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月28日から施行し、改正後の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。